

県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第64号

県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

県立自然公園条例施行規則（昭和34年岩手県規則第39号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)</p> <p>第5条 条例第10条第8項第5号に規定する行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 溝、井せき、とい、水車、風車、水槽等を新築し、改築し、又は増築すること。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 社寺境内地又は墓地において、鳥居、<u>灯ろう</u>、墓碑等を新築し、改築し、又は増築すること。</p> <p>(4) 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上の距離に<u>ある炭がま</u>、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること。</p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>(7) 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第2項に規定する河川管理施設（樹林帯を除く。）、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第1項に規定する海岸保全施設（堤防又は胸壁にあっては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。）、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>(8) [略]</p>	<p>(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)</p> <p>第5条 条例第10条第8項第5号に規定する行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 溝、井せき、とい、水車、風車、<u>農業用又は林業用の水槽等</u>を新築し、改築し、又は増築すること。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 社寺境内地又は墓地において、鳥居、<u>灯籠</u>、墓碑等を新築し、改築し、又は増築すること。</p> <p>(4) 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上の距離に<u>あり、かつ、その水平投影面積が1,000平方メートル以下である炭窯</u>、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること。<u>(改築又は増築にあっては、改築又は増築後において、その水平投影面積が1,000平方メートル以下であるものに限る。)</u></p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>(7) 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第2項に規定する河川管理施設（樹林帯を除く。）、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、<u>森林法（昭和26年法律第249号）第41条第1項若しくは第3項の規定により行う保安施設事業に係る施設</u>、海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第1項に規定する海岸保全施設（堤防又は胸壁にあっては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。）、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。</p> <p><u>(8) 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5号に規定する都市下水路を改築し、又は増築すること。</u></p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第</u></p>

(9) [略]

(10) [略]

(11) 道路の舗装及び道路の勾配緩和、線形改良その他道路の改築で、その現状に著しい変更を及ぼさないもの。

(12) 宅地内の木竹を伐採し、又は宅地内に木竹を植栽すること。

(13) 自家用のために木竹を択伐（塊状択伐を除く。）すること。

137号) 第3条第1号に掲げる施設若しくは同条第2号イ、ロ若しくはハに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）又は沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第2条第1項に規定する沿岸漁業（総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船（搭載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。以下この号において同じ。）の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。

(11) [略]

(12) [略]

(13) 道路の舗装及び道路の勾配緩和、線形改良その他道路の改築をすること（その現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。

(14) 宅地又は道路に送水管、ガス管、電線等を埋設すること。

(15) 野生鳥獣の保護増殖のための巣箱、給餌台、給水台等を設置すること。

(16) 測量法（昭和24年法律第188号）第10条第1項に規定する測量標又は水路業務法（昭和25年法律第102号）第5条第1項に規定する水路測量標を設置すること。

(17) 境界標（不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第77条第1項第9号に規定する境界標をいう。）を設置すること。

(18) 受信用アンテナ（テレビジョン放送の用に供するものに限る。）を設置すること。

(19) 電波法（昭和25年法律第131号）第2条第4号に規定する無線設備を改築し、又は増築すること（増築にあつては、新たに増築する無線設備の高さが既存の無線設備の高さ又はそれが附帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないものに限る。かつ、増築部分の最高部と最低部の高さの差が2メートル以下であるものに限る。）

(20) 既存の電線、電話線若しくは通信ケーブル（以下「電線等」という。）を改築すること又は既存の電線等に沿つて電線等を新築し、若しくは増築すること（既存の電線等

の色彩と同等と認められるものに限る。)。

(21) 既存の電線等に附帯する工作物を新築し、改築し、又は増築すること（既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。)。

(22) 変圧器その他の電柱に附帯する工作物（当該電柱の色彩と同等と認められない電柱の支柱を除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（当該電柱の高さを超えないものに限る。)。

(23) 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線等及び引込みに要する設備を設置すること。

(24) 野生鳥獣による人、家畜、農作物、森林又は生態系に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設（その高さが3メートルを超えない施設であつて、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上離れているものに限る。）を新築し、改築し、若しくは増築すること。

(25) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第2条第1項に規定する特定外来生物（以下「特定外来生物」という。）の防除若しくは当該防除に係る調査又は保安の目的で、カメラを設置すること。

(26) 知事が指定する地域以外の地域において既存の建築物の屋根面に太陽光発電施設（当該施設の色彩及び形態が、風致の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が指定する色彩及び形態であるものに限る。）を設置すること。

(27) 県が、県立自然公園の保護又は適正な利用の推進の目的で人の立入りを防止するための柵、当該公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物（高さが3メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が3平方メートル以下であるものに限る。）を新築し、改築し、又は増築すること。

(28) 宅地の木竹を伐採すること。

(29) 自家用のために木竹（条例第10条第4項第10号の知事が指定する植物（以下「採取等規制植物」という。）であるものを除く。）を択伐（塊状択伐を除く。）すること。

(30) 生業の維持のために必要な範囲内で竹（高さが50センチメートル以下のものに限る。）を伐採すること。

(31) 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で竹（高さが3メートル以下のものに限る。）を伐採すること。

(14) 桑、果樹その他農業用に栽培した木竹を伐採すること。

(15) [略]

(16) 森林の保育又は電線路の維持のために下刈し、つる切り、又は間伐すること。

(17) [略]

(32) 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培した木竹を伐採すること。

(33) [略]

(34) 森林の保育のために下刈し、つる切り、又は間伐すること。

(35) 電線路の維持のために必要な範囲内で木竹を伐採すること。

(36) 道路（主として歩行者の通行の用に供するものを除く。）、鉄道又は軌道の交通の障害となる木竹を伐採すること。

(37) [略]

(38) 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。

(39) 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。

(40) 宅地の木竹を損傷すること（条例第10条第4項第3号の知事が指定する区域内において損傷するものに限る。以下この条において同じ。）。

(41) 自家用のために木竹（採取等規制植物であるものを除く。次号において同じ。）を損傷すること。

(42) 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(43) 農業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(44) 漁業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(45) 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。

(46) 病害虫の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(47) 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(48) 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(49) 電線路の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(50) 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(51) 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(52) 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）第2条第3項に規定する環境教

- (18) [略]
- (19) [略]
- (20) [略]
- (21) [略]
- (22) [略]

育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(53) 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(54) 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。

(55) 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(56) [略]

(57) [略]

(58) [略]

(59) [略]

(60) [略]

(61) 耕作の事業に伴う汚水又は廃水を排出すること。

(62) 森林施業に伴う汚水又は廃水を排出すること。

(63) 漁船から汚水又は廃水を排出すること。

(64) 養魚の事業に伴う汚水又は廃水を排出すること。

(65) 漁港及び漁場の整備等に関する法律第25条の規定により決定された漁港管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。

(66) 宅地内で行う家畜の飼育に伴う汚水又は廃水を排出すること。

(67) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第31条第2項に規定するし尿浄化槽（建築基準法施行令第32条に規定する処理対象人員に応じた性能を有するものに限る。）から汚水又は廃水を排出すること。

(68) 住宅から汚水又は廃水を排出（し尿の排出を除く。）すること。

(69) 河川法第3条第2項に規定する河川管理施設、砂防法第1条に規定する砂防設備、森林法第41条第1項若しくは第3項の規定により行う保安施設事業に係る施設、海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設から汚水又は廃水を排出すること

(23) 地表から2.5メートル以下の高さで、広告物等を建築物の壁面に掲出し、又は工作物等に表示すること。

(24) [略]

(25) [略]

(26) 森林の保護管理又は野生鳥獣の保護増殖のための標識を掲出し、又は設置すること。

(27) [略]

(28) [略]

(29) [略]

(30) [略]

(31) [略]

(32) [略]

(33) [略]

(34) [略]

(35) [略]

(36) [略]

(37) 宅地内にある植物で、条例第10条第4項第10号の規定により知事が指定するものを採取し、又は損傷すること。

(70) 下水道法第2条第3号に規定する公共下水道若しくは同条第4号に規定する流域下水道へ汚水若しくは廃水を排出すること又はこれらの施設から汚水若しくは廃水を排出すること。

(71) 地表から2.5メートル以下の高さで、広告物等を建築物の壁面に掲出し、又は工作物等に表示すること (正当な理由がなくて行う場合を除く。)。

(72) [略]

(73) [略]

(74) 森林、牧野、草原若しくは農地又は野生動植物の保護管理のための標識を掲出し、又は設置すること。

(75) 漁港及び漁場の整備等に関する法律第34条第1項の規定により定められた漁港管理規程に基づき、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等に表示すること。

(76) 特定外来生物の防除又は当該防除に係る調査の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

(77) [略]

(78) [略]

(79) [略]

(80) [略]

(81) [略]

(82) [略]

(83) [略]

(84) [略]

(85) [略]

(86) [略]

(87) 宅地内にある採取等規制植物を採取し、又は損傷すること。

(88) 農業を営むために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。

(89) 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。

(90) 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で当該採取等規制植物を損傷すること。

(91) 国又は地方公共団体が、特定外来生物である植物（木竹を除く。）を採取し、又は損傷すること。

(92) 特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体が実施するものであって、あらかじめ、その内容及

(38) [略]

(39) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条第1項の規定による環境大臣の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

(40) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による知事の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

(41) [略]

(42) 魚介類を捕獲し、又は殺傷すること。

び実施期間を記載した書面が知事に提出されたものに限る。第100号において同じ。）において、特定外来生物である植物（木竹を除く。）を採取し、又は損傷すること。

(93) 農業を営むために条例第10条第4項第11号の知事が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと（同号の知事が指定する区域内において行うものに限る。次号において同じ。）。

(94) 森林の整備及び保全を図るために条例第10条第4項第11号の知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。

(95) 知事が指定する区域以外の区域において木竹を植栽すること（条例第10条第4項第11号に掲げる行為に該当するものを除く。以下この条において同じ。）。

(96) 宅地内に木竹を植栽すること。

(97) 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培する木竹又は現存する木竹と同一種類の木竹を植栽すること。

(98) [略]

(99) 国又は地方公共団体が、特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

(100) 特定外来生物の防除を目的とする催しにおいて、特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

(101) [略]

(102) 遭難者の救助に係る業務を行うために犬（条例第10条第4項第13号の知事が指定するものに限る。以下この条において同じ。）を放つこと（同号の知事が指定する区域内において放つものに限る。以下この条において同じ。）

(103) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第9条の2第1項の規定による主務大臣の許可に

(43) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設である公園若しくは緑地を設置し、又は管理すること（都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第5条第6項に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの（以下「園内移動用施設である索道等」という。）及び都市計画法第18条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣の認可を受けた都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における高さが13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超える工作物（園内移動用施設である索道等を除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、高さが13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）。

(44) [略]

(45) [略]

(46) [略]

(47) [略]

(48) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条若しくは第25条の2に規定する保安林、同法第29条若しくは第30条の2に規定する保安林予定森林、同法第41条に規定する保安施設地区若しくは同法第44条に規定する保安施設地区予定森林の管理若しくはそれらの指定を目的とする調査又は同法第41条第1項若しくは第3項に規定する保安施設事業の実施に当たって必要な事前調査のために立ち入ること。

(49) [略]

(50) 砂防法第1条に規定する砂防施設の管理若しくは維持又は同法第2条の規定により指定された土地の監視のため

係る特定外来生物の放出等をする。

(104) 次に掲げる場合において、人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬を放つこと。

ア 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つ場合

イ 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐために犬を放つ場合

(105) 家畜を係留放牧すること（条例第10条第4項第13号に掲げる行為に該当するものを除く。）。

(106) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設である公園若しくは緑地を設置し、又は管理すること（都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第5条第6項に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの（以下「園内移動用施設である索道等」という。）及び同法第18条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における高さが13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超える工作物（園内移動用施設である索道等を除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、高さが13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）。

(107) [略]

(108) [略]

(109) [略]

(110) [略]

(111) 森林法第25条若しくは第25条の2に規定する保安林、同法第29条若しくは第30条の2に規定する保安林予定森林、同法第41条に規定する保安施設地区若しくは同法第44条に規定する保安施設地区予定森林の管理若しくはそれらの指定を目的とする調査又は同法第41条第1項若しくは第3項に規定する保安施設事業の実施に当たって必要な事前調査のために立ち入ること。

(112) [略]

(113) 砂防法第1条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第2条の規定により指定された土地の監視のため



に立ち入ること。

(51) [略]

(52) [略]

(53) [略]

(54) [略]

(55) 測量法（昭和24年法律第188号）第3条に規定する測量のために立ち入ること。

(56) [略]

(57) 条例第10条第4項第15号の規定に基づき知事が指定する区域内に存する施設の維持管理を行うために立ち入ること。

(58) 条例第10条第4項第15号の規定に基づき知事が指定する区域の隣接地において、条例第10条第4項の許可を受けた行為又はこの条各号に掲げる行為を行うため、やむを得ず通過する目的で立ち入ること。

(59) [略]

(60) [略]

(61) 知事の指定する区域以外の区域において木竹を植栽すること（条例第10条第4項第11号に掲げる行為に該当するものを除く。以下この条において同じ。）。

(62) 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培する木竹又は現存する木竹と同一種類の木竹を植栽すること。

(63) 家畜を係留放牧すること（条例第10条第4項第13号に掲げる行為に該当するものを除く。）。

(64) 森林法第41条第1項又は第3項の規定により行う保安施設事業に係る施設を改築し、又は増築すること。

(65) 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5号に規定する都市下水路を改築し、又は増築すること。

(66) 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる施設若しくは同条第2号イ、ロ若しくはハに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）又は沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第2条第1項に規定する沿岸漁業（総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。））を使用して行うものを除く。）をいう。以下この号において同じ。）の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する

めに立ち入ること。

(114) [略]

(115) [略]

(116) [略]

(117) [略]

(118) 測量法第3条に規定する測量のために立ち入ること。

(119) [略]

(120) 条例第10条第4項第15号の知事が指定する区域内に存する施設の維持管理を行うために立ち入ること。

(121) 条例第10条第4項第15号の知事が指定する区域の隣接地において、同項の許可を受けた行為又はこの条各号に掲げる行為を行うため、やむを得ず通過する目的で立ち入ること。

(122) [略]

(123) [略]

事業に係る施設を改築し、又は増築すること。

(67) 宅地又は道路に送水管、ガス管、電線等を埋設すること。

(68) 巢箱、給餌台、給水台等を設置すること。

(69) 測量法第10条第1項に規定する測量標又は水路業務法（昭和25年法律第102号）第5条第1項に規定する水路測量標を設置すること。

(70) 耕作の事業に伴う汚水又は廃水を排出すること。

(71) 森林施業に伴う汚水又は廃水を排出すること。

(72) 漁船から汚水又は廃水を排出すること。

(73) 養魚の事業に伴う汚水又は廃水を排出すること。

(74) 漁港及び漁場の整備等に関する法律第25条の規定により決定された漁港管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。

(75) 宅地内で行う家畜の飼育に伴う汚水又は廃水を排出すること。

(76) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第31条第2項に規定するし尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条に規定する処理対象人員に応じた性能を有するものに限る。）から汚水又は廃水を排出すること。

(77) 住宅から汚水又は廃水を排出（し尿の排出を除く。）すること。

(78) 河川法第3条第2項に規定する河川管理施設、砂防法第1条に規定する砂防設備、森林法第41条第1項若しくは第3項の規定により行う保安施設事業に係る施設、海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設から汚水又は廃水を排出すること。

(79) 下水道法第2条第3号に規定する公共下水道若しくは同条第4号に規定する流域下水道へ汚水若しくは廃水を排出すること又はこれらの施設から汚水若しくは廃水を排出すること。

(80) 漁港及び漁場の整備等に関する法律第34条第1項の規定により定められた漁港管理規程に基づき、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等に表示すること。

(81) [略]

(82) 漁業を営むために車馬若しくは動力船を使用すること。

(124) [略]

(125) 漁業を営むために車馬又は動力船を使用すること。

(83) [略]

(84) [略]

(85) [略]

(86) [略]

(87) [略]

(88) [略]

(89) [略]

(90) [略]

(91) 海上運送法（昭和24年法律第187号）第3条の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第20条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第21条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。

(92) [略]

(93) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第3章の規定による防除に係る同法第2条第1項に規定する特定外来生物（以下「特定外来生物」という。）である木竹を伐採すること。

(94) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採するために立ち入ること。

(95) 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、小規模に土地の形状を変更し、又は屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であって、当該催しの開始の日の30日前までに、知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。）。

ア 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間

イ 風致の維持のために行われる措置の内容

ウ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限

エ 工作物の新築等に着手する15日前までに、その概要を知事に通知する旨

(96) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法

(126) [略]

(127) [略]

(128) [略]

(129) [略]

(130) [略]

(131) [略]

(132) [略]

(133) [略]

(134) 海上運送法（昭和24年法律第187号）第3条の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けた者、同法第20条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第21条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。

(135) [略]

律（平成4年法律第75号）第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る動物であって、同法第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第5条第1項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第54条第2項の規定による協議に係るものを含む。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

(97) 岩手県希少野生動植物の保護に関する条例（平成14年岩手県条例第26号）第13条第1項の規定による知事の許可に係る鳥獣であって、同条例第2条第2項に規定する指定希少野生動植物（同条例第41条第2項の規定による協議に係るものを含む。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

(98) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区内において、同法第28条の2第1項又は第4項に規定する保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

(99) 受信用アンテナ（テレビジョン放送の用に供するものに限る。）を設置すること。

(100) 宅地の木竹を損傷すること（条例第10条第4項第3号の知事が指定する区域内において損傷するものに限る。以下この条において同じ。）。

(101) 自家用のために木竹を損傷すること。

(102) 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(103) 農業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(104) 漁業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(105) 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。

(106) 病虫害の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(107) 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(108) 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(109) 電線路の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(110) 県立自然公園の区域のうち鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区内において、同法第28条の2第

1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。

(111) 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）第2条第3項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(112) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。

(113) 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(114) 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。

(115) 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(116) 農業を営むために条例第10条第4項第11号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと（同号の知事が指定する区域内において行うものに限る。以下次号において同じ。）。

(117) 森林の整備及び保全を図るために条例第10条第4項第11号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。

(118) 遭難者の救助に係る業務を行うために犬（条例第10条第4項第13号の知事が指定するものに限る。以下この条において同じ。）を放つこと（条例第10条第4項第13号の知事が指定する区域内において放つものに限る。以下この条において同じ。）。

(119) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第9条の2第1項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等をする事。

(120) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

(121) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関

する法律第3章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等を行うこと。

(122) 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬であって、次に掲げるもの

ア 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。

イ 野生鳥獣による人、家畜及び農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

(123) 境界標（不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第77条第1項第9号に規定する境界標をいう。）を設置すること。

(124) 電波法（昭和25年法律第131号）第2条第4号に規定する無線設備を改築し、又は増築（新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが付帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないものに限る。）すること。

(125) 既存の電線、電話線又は通信ケーブルを既存の規模を超えない範囲（径の変更を除く。）で張り替えること（色彩の変更を伴わないものに限る。）。

(126) 電柱に付帯する変圧器を既存の規模を超えない範囲で交換すること。

(127) 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線及び通信ケーブルを設置すること。

(128) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第47条第1項に規定する認定保護増殖事業等（以下「認定保護増殖事業等」という。）の実施のために必要な工作物を設置すること。

(129) 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設（その高さが3メートルを超えない施設であって、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上離れているものに限る。）を新築し、改築し、若しくは増築すること。

(130) 特定外来生物の防除の目的で、カメラを設置すること。

(131) 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。

(132) 認定保護増殖事業等の実施のために標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

(133) 特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

(134) 認定保護増殖事業等の実施のために条例第10条第4項第10号の規定により知事が指定する植物を採取し、又は損傷すること。

(135) 認定保護増殖事業等の実施のために動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

(136) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第1項の規定により県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第7項の規定により県から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

(137) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

(138) 認定保護増殖事業等の実施のために動物を放つこと。

(136) 条例第23条第1項の規定に基づき指定を受けた公園管理団体が行う条例第24条第1項各号及び第2項各号に掲げる業務のために必要な行為であつて、その行為の内容及び実施期間を記載した書面が当該行為に着手する14日前までに知事に提出されたものを行うこと。

(137) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る行為として、条例第10条第4項各号に掲げるものを行うこと。

(138) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第47条第1項に規定する認定保護増殖事業等の実施のために必要な行為として、条例第10条第4項各号に掲げるものを行うこと。

(139) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除の実施のために必要な行為として、条例第10条第4項各号に掲げるものを行うこと。

(140) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条の2第1項、第3項及び第4項の規定による保全事業の実施のために必要な行為として、条例第10条第4項各号に掲げるものを行うこと。

(141) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による環境大臣又は知事の許可に係る行為として、条例第10条第4項各号に掲げるものを行うこと。

(142) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第1項に規定する実施計画に従って実施する指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、条例第10条第4項各号に掲げるものを行うこと。

(143) 岩手県希少野生動植物の保護に関する条例（平成14年岩手県条例第26号）第13条第1項の規定による知事の許可に係る行為として、条例第10条第4項各号に掲げるものを行うこと。

(144) 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、小規模に土地の形状を変更し、又は屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であって、当該催しの開始の日の30日前までに知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。）。

ア 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間

イ 風致の維持のために行われる措置の内容

ウ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限

エ 工作物の新築等に着手する15日前までに、その概要を知事に通知する旨

(139) [略]

(145) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。